

中国の 社会的課題とCSR

— 政府によるCSR政策が普及を推進 —



横塚 仁士

中国政府は会社法を改正して「CSR条項」を追加した2006年以降、政府主導でのCSRの普及を進めている。環境分野では野心的な政策が実施されているほか、労働・人権分野でも対策が進められている。政府による圧力を受けて中国でも上場企業・有力企業を中心にCSR情報の開示が進んでいる。中国政府は環境問題や国内の所得格差の問題などを解決するためのツールとしてCSRを利用していると思われ、今後もCSRに推進政策が積極的に打ち出されると考えられる。一方で、環境・雇用面での影響が大きいとされる有力国有企業や、経済成長を最優先する地方政府などとの調整が今後のCSR普及を握る鍵になると思われる。

中国中央政府在2006年修改《公司法》增加了“社会责任条款”以后，一直在国内推动CSR工作。在环境保护方面中央政府积极制定实施有关政策，而且在劳动与人权方面也采取措施。受中央政府的压力，上市公司和中央企业等主动公开CSR报告。笔者认为为了解决环境污染和地区之间的收入差距等问题，中国中央政府今后也很有可能制定CSR推进措施。另一方面，中央政府如何与在环境和雇佣方面影响比较大的国营企业、经济发展优先的地方政府进行调整，将成为今后在中国普及CSR的关键。

1. はじめに
2. 中国の抱える社会的課題とCSR
3. 中国中央政府のCSR政策と環境・社会分野での関連施策
4. 政府のCSR政策に対する企業の対応と課題

1. はじめに

中国は2008年に発生した世界同時不況の後も安定的な経済成長を続けており¹、「世界の工場」としての地位を維持すると同時に、近年では経済発展の著しい沿岸部一帯において中所得者層が増加したこともあって、世界の市場としても注目を集めるようになってきている。

しかし、経済発展が続く一方で、中国において多くの社会問題が最早放置できない段階に入っている。具体的には地域間格差をはじめとする所得の不平等問題、水質汚染や大気汚染などの環境問題、出稼ぎ労働者への待遇などを含めた労働問題、汚職・腐敗問題などが挙げられる。これらの問題はいずれも、経済発展が急速に進む過程でより深刻化してきた問題である。

中国政府はこれらの問題に取り組むために多くの政策を打ち出しているが、現時点では大きな効果を挙げているとは言い難い。このような状況下で、近年の中国では政府や企業、マスメディアなどの間で企業の社会的責任(CSR)に対する注目・関心が非常に高まっている。中国共産党や政府の首脳がCSRの重要性を度々強調するようになり、CSR情報を開示する企業の増加や、テレビや新聞などにおいてCSRに関する記事やニュースが取り上げられることが目立ち始めた。

中国においてCSRへの関心が高まる理由としては、1978年に導入した、対外的な経済開放や経済システムの改革を掲げた「改革・開放」政策や2001年の世界貿易機関(WTO)への加盟などを受けて、中国でもグローバル化や市場経済化の過程で海外において重要性が高まっているCSRに目を向け始めたとも考えられるが、もう一つの理由として、上述した多くの社会的課題を解決する手段として、中国の中央政府や共産党がCSRを重要視し始

めたためではないかと考えられる。

筆者はこのような見解に基づき、本稿では、第2章で中国の抱える代表的な社会的課題とCSRの関連性を指摘し、第3章では中国政府によるCSR政策とそれに関連する環境・社会面での施策を紹介する。最後の第4章では、結びに代えて中央政府のCSR政策に対する企業の反応と今後の課題について論じる。

2. 中国の抱える社会的課題とCSR

2-1 貿易障壁から中国社会のキーワードに

2000年代の前半まで中国の政治やマスメディアなどにおいてCSRという用語が使用される機会は非常に少なかった。その理由としては、2000年代前半まではCSRを貿易障壁として捉える見方が多かったためである。

中国製製品は安価である一方で、化学物質の管理をはじめ製品の安全性に懸念があったことや、児童労働・強制労働などの事例が数多く報告されていることから、欧米の一部企業から中国の提携先・取引先企業にCSRの一環として労働問題に関する基準認証の取得をはじめとする対応を求めるケースが90年代に入り急増した。そのため、中国内の生産現場では基準認証の取得の対応に追われるという問題が生じ、中国政府もCSRを中国産の低価格輸出製品に対する欧米の「貿易障壁」であると主張するなど、CSRに対しては懐疑的な見方をしていた²。

このような状況が続く中で、中国においてCSRという概念が積極的に評価され普及する契機となっ

1 世界銀行の中国オフィスは、2010年の中国の実質GDPの前年比成長率を9.5%と予測している。

2 一例を挙げると中国の国務院(内閣に相当)のシンクタンクである国務院発展研究センターが、2005年に出版した「中国発展研究(2005年版)」では、李国强「強化中国“企業社会责任”以及SA8000是一个现实问题」(中国の“企業の社会的責任”の強化及びSA8000という一つの現実的課題)という論文が寄稿され、2000年代前半の中国ではCSRを貿易障壁として捉える見方が多かった事が紹介されている。

たのが2005年に公布された改正「公司法(会社法)」(2006年1月より施行)である。同法では第5条において企業に社会的責任を求める条項が追加された³。このことは、以前は貿易障壁のように捉えられていたCSRという概念の重要性を共産党政権が認識し始めたことを示している。会社法の改正以降、政府系機関などからCSR関連ガイドラインが相次いで公表されたと同時に、環境保護や労働分野においても法規制や政策が強化され始め(第3章)、中国企業においてもCSRに対する取組みを行う企業が急増し始めた(第4章)。

2-2 社会的課題の顕在化とCSRの登場

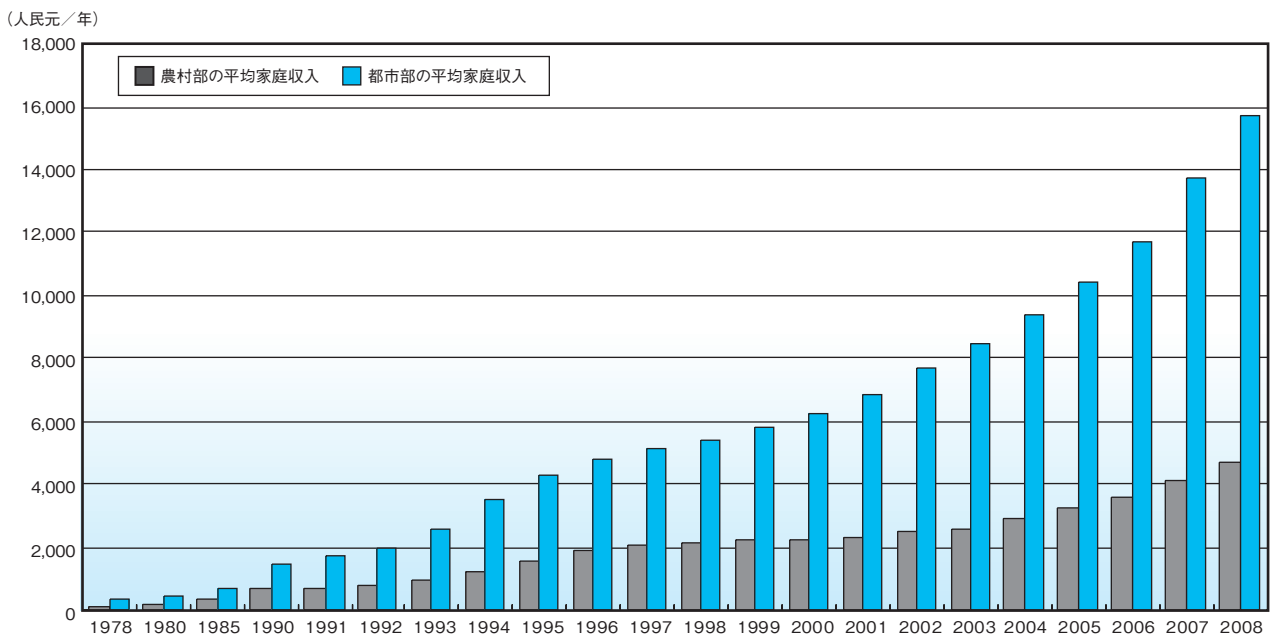
前節で紹介した中国でのCSRに対する認識の変

化をもたらしたのは、以下で紹介するように中国が抱える様々な社会的課題が顕在化したことが大きな要因であると考えられる。

中国における最大の社会的課題としてはまず「格差」問題が挙げられ、沿岸部と内陸部の地方間格差、都市部と農村部の格差、工業部門と農業部門の間など多様な格差が存在している。図表1では都市部と農村部の住民のそれぞれの所得水準の推移を示したが、経済発展に伴い沿岸部では順調に所得が増加し比較的富裕になった層が増えている一方で、内陸部も所得水準が向上してはいるものの、沿岸部と比べるとその伸びは小さく、内陸部の農村地域の中には依然として低水準での生活を強いられる人々も多く存在する。

中国は1978年の「改革・開放」政策の決定以来、外国資本の誘致のための数々の優遇政策と、安価

図表1：都市部住民と農村部住民の所得



(出所) 中国国家统计局公表資料に基づき大和総研経営戦略研究所作成

³ 第5条で「企業が従事する経営活動は、法律、行政法規、社会道徳、商業道徳、信用を守らなければならない、政府と社会の監督を受け、社会的責任を負う」と規定された。

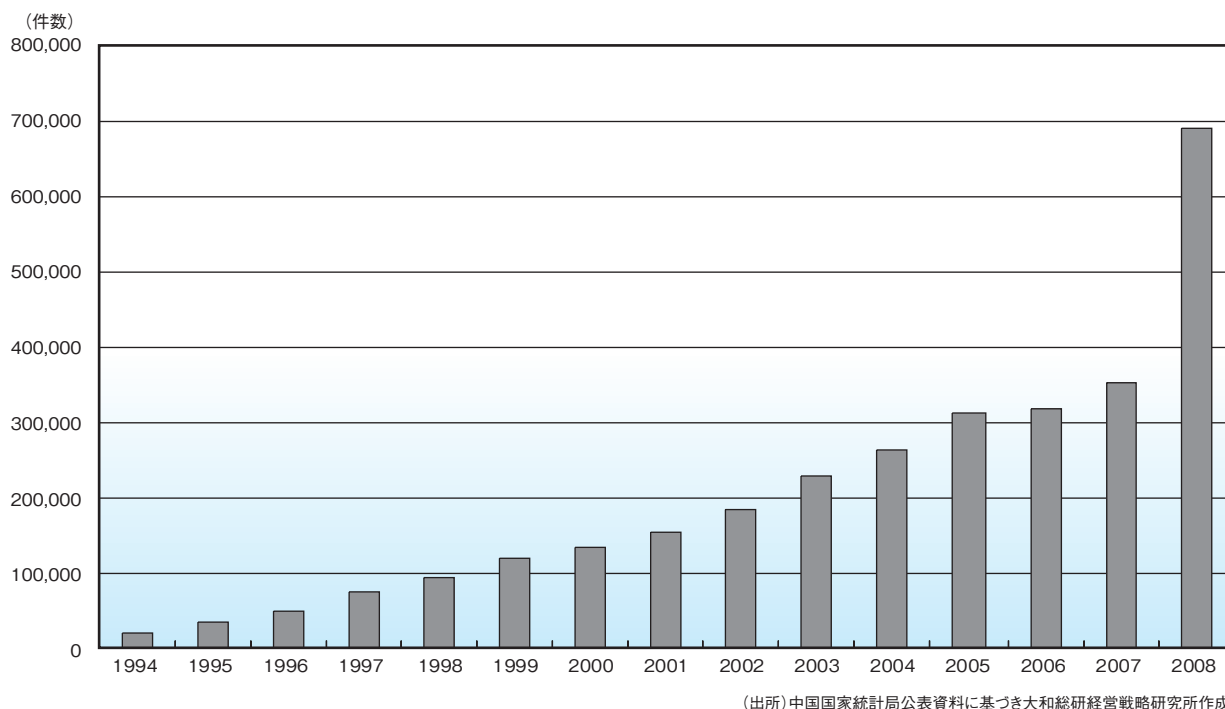
なつまり低賃金での労働力が担う労働集約産業により「世界の工場」としての地位を確立してきた。これらの経済発展を支えてきたのが、農村部からの出稼ぎ労働者であり、「農民工」と呼ばれる労働者である。

中国国家統計局によると、2009年末時点の農民工の数は前年同期比で436万人増加の2億2,978万人に達した。さらに、そのうちの6割強が戸籍登録地以外で労働に従事している。戸籍登録地以外での労働は社会保障面において十分な対応を政府から受けられない可能性が高いことを意味している⁴ほか、出稼ぎ労働者の多くは長年にわたり低賃金や長時間労働などの悪い労働環境下で労働に従事しているという課題もある。中国内の民間研究機関の調査によると、広東省の出稼ぎ労働者の平均賃金は同地域において最低限の生活を維持す

るよりも少ない額であったという⁵。経済発展の一方で、労働者の待遇改善に関しては近年まで抜本的な対策が行われてこなかったため、今後は労働者への待遇の改善、とくに「出稼ぎ労働者が抱える低賃金や社会保障の問題をどのように改善・克服していくかが中国政府の重要な課題となっている。

労働者の待遇改善は、中国政府も重要な課題の一つとして認識しており、2008年に労働者の待遇を改善することを趣旨とした「労働契約法」(後述)を施行するなどの対策を行っている。しかし、図表2で表した労働争議件数(当局受理ベース)でも明らかなように、中国の多くの労働者が現状に強い不満を抱いているが、政府の施策には限界があるため、各企業の積極的な労働環境の改善が求められている。そのため、政府はCSRの普及を進めることで企業の自主努力を促し、労働問題の改善

図表2：労働争議件数(当局受理ベース)



4 出稼ぎ労働者である農民工の多くは都市に戸籍を持たないため、現行の制度下では社会保障を受けることができなかった。この問題については、中国内で長年にわたり議論が続けられ、一部の地域では農民工が都市部で戸籍を取得することが認められる緩和措置も出されている。

5 深圳当代社会観察研究所の実施した調査では、中国において基本的な生活を送るには月額1,687元が必要であるが、珠江デルタ(広東省一帯)、長江デルタ(上海市圏)の出稼ぎ労働者の最低賃金は平均687元であった。

に繋げる狙いであると思われる。

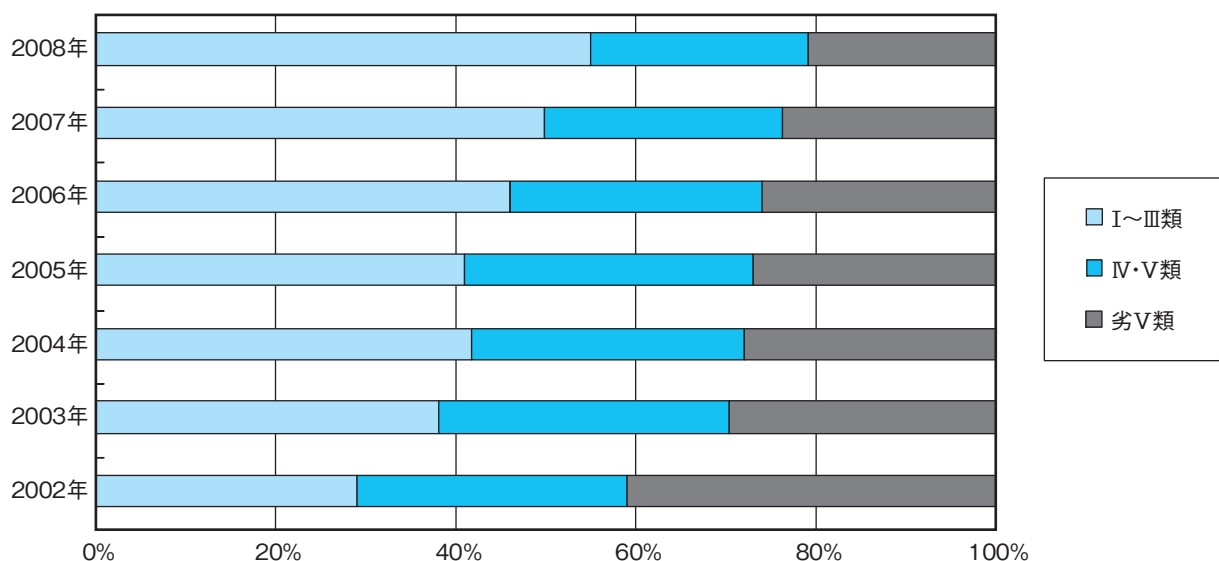
また、中国の抱える問題では、環境汚染問題が今後大きな“政治リスク”となる可能性がある。中国は国内では大気汚染や水質汚染、さらに近年では地球温暖化という環境問題を抱えており、とくに水質汚染問題の改善が喫緊の課題となっている。中国では国土が広大であることや気象条件などにより水資源が均一に分布しておらず、一部の地域では慢性的に水不足の状況にある⁶。更に工業発展や都市化にともなう汚染物質の排出増加により、中国全土の主要水源である七大水系（黄河・長江など）では、改善傾向にあるものの約半分近くが飲用には使用できないという状況が続いている（図表3）。

国内では水質汚染に関する環境被害が国内外の

メディアにより数多く報道されるようになり、水質汚染問題が住民への健康被害や工業用水の確保など多くの面で問題を引き起こすという危機感が中国内でも徐々に共有され始めている。このような状況下で政府は環境汚染対策を相次いで強化しているが、ようやく悪化に歯止めがかかったという状況であり、今後は企業に独自の環境汚染対策を求めていく必要がある。このような点からも政府がCSRに注目をするようになったと考えられる。

上述したケースに紹介される一連の社会的課題を解決するために、中国共産党の首脳部は2000年代に入って以降、「**和諧社会**」⁷や「**科学的發展觀**」⁸というスローガンを掲げ、経済成長最優先主義を修正する姿勢を国内外に向けてアピールし始め

図表3：中国の水質汚染の現状



(注):水質指標の説明は以下の通り。

- I類 :源流や国家自然保護区域で使用される水
- II・III類 :自然保護区域の生活飲用水の水源など
- IV :一般の工業用水区域および人体とは直接的に接触しない娯楽用の水区域
- V :農業用水区域および一般の景観上必要な水域
- 劣V類 :飲用、工業、農業のいずれにおいても利用できない利水機能を喪失した水

(出所) 中国国家環境保護部公表資料に基づき大和総研経営戦略研究所作成

6 中国の水問題に関する状況と政府の施策については、横塚(2008)「中国における水環境問題」をご参照頂きたい。

7 経済格差の是正や法治国家化、労働問題、環境汚染問題の解決などによりいわば中国版の持続可能な社会を目指す考え方。

8 経済成長を優先する社会から、環境保全や資源・エネルギーの節約、労働者の待遇改善などを実現する経済成長と社会の安定の両立を図る「和諧社会」の構築を目指す考え方。

た。これらのスローガンでは、労働問題や環境問題などの解決が目指されているが、多くの課題は企業活動と関連するものであり、企業による自主的な取組みの重要性を共産党と中央政府の首脳が認識し始めたことが、中国政府によるCSRの普及推進につながったと考えられる。

3. 中国中央政府のCSR政策と環境・社会分野での関連施策

以下の図表4では、2000年以降の中国におけるCSRに関する主要な出来事を一覧表にまとめた。

図表4：2000年代の中国におけるCSRに関する主要な動き

時 期	主 な 出 来 事
2001年	12月 中国が世界貿易機関(WTO)に加盟
2004年	3月 温家宝首相が「政府工作報告」において社会貢献事業の大々の推進と活動支援を強調
2005年	10月 共産党大会で「 和諧社会 (調和の取れた社会)」というスローガンが打ち出される
	12月 「中国企業社会責任連盟」創設大会が北京で開催
2006年	1月 改正会社法 が施行、CSR条項が追加
	3月 国家電網(StateGrid)が 中央企業(中央政府管轄の有力国有企業) として初めてCSR報告書を公表
	9月 深圳証券取引所が上場企業に対する社会責任ガイドラインを公布
	10月 共産党大会でCSRを推進する決定が採択される
	12月 中国遠洋運輸集団(COSCO)がCSR報告に関する世界的なガイドラインであるGRI2006年版に準拠した報告書を公表
2007年	3月 中国消費者協会が消費者利益を保護する優良企業ガイドラインを公表
	5月 深圳市共産党委員会、同市政府が企業が社会的責任を更に履行するための意見などを公表、「深圳市企業社会責任評価準則」を公布 中国建設銀行が 国が株式を所有する商業銀行 としてはじめてCSR報告書を公表
	6月 広東省内の服装企業がCSC9000T(中国紡績業界が策定したCSR基準)の第1号試行企業に
	7月 中凱集団が 中国不動産企業 として初のCSR報告書を公表
	8月 華能集団が 中国発電企業 として初のCSR報告書を公表
	10月 中国共産党の党規約に「 科学的発展観 」(中国版持続可能な社会)が盛り込まれる
	11月 上海証券取引所が公表した報告書「中国コーポレートガバナンス(2007)」において、上場企業のCSRが不十分であると指摘される
	12月 国家電網(StateGrid)が社会責任履行指南を公表 国有資産監督管理委員会(有力国有企業の監督官庁)が有力国有企業に対するCSR指導意見を公布
	2008年
2月 環境保護総局(現環境保護部)が上場企業の環境保護に関する監督業務指導意見を公表	
4月 武漢鋼鉄が 中国鉄鋼企業 として初のCSR報告書を公表	
5月 上海証券取引所が企業社会責任の負担を強化するための通知を公表 上海証券取引所が上場企業の環境情報公開に関するガイドラインを公表	
6月 山西省工業経済連合会などが「山西省工業企業社会責任指南」を公表	
7月 政府系有カシンクタンクである社会科学院内に「企業社会責任研究所」が設置される	
12月 上海証券取引所が上場企業に対して2008年の各社のCSRを拡充することを求める通知を公表	
2009年	

(出所)「中国企業社会責任報告2009」や中国内の報道に基づき大和総研経営戦略研究所作成

本章では、中国政府のCSR政策と関連施策を以下の①政府系機関によるCSRガイドラインの策定、②環境面での施策、③労働面での施策の3分野に大別して概観する。

①政府系機関などによるCSR関連ガイドラインの策定・公表

中国政府によるCSR普及推進の初期段階での施策では、政府系機関などによるCSRガイドラインの公布が中心であった。注目すべき文件或指導意見を図表5に示した。

深圳証券取引所が公開したCSRガイドライン(2006年9月)、上海証券取引所が公開したCSRに関する通知や環境情報の開示要求(2008年5月)、国有資産監督管理委員会の意見通知(2007年12月)はいずれも、ステークホルダーとの対話や協力の推進、社会・環境面での企業活動への配慮など、

欧米や日本など海外において一般的に定義されるCSRガイドラインを参照にしている。

これらのガイドライン・通達などはいずれも法的拘束力や強制力を有していないが、政府系機関またはそれに準ずる機関がこのような取組みを行ったことは、中国内でのCSRの普及と拡大に寄与したと考えられる。実際に、第4章で紹介するように、これらのガイドラインが公布されたことを受けて、企業のCSR情報の開示が急速に増加した。

②環境規制や環境情報の開示要求など環境面での施策

中国では、経済発展に伴う環境汚染の深刻化と環境問題への注目の高まりを受けて、環境問題への対策を2000年代より非常に速いペースで進めている。環境規制分野では、水質汚染、大気汚染、廃棄物処理対策に関する法整備や政策が実施さ

図表5：主要なCSRガイドライン・通達

公表時期	施策名	概要
2006年1月	改正会社法施行	●第5条において、企業が経営活動で法令・法規を遵守し、政府や社会の監督を受けてCSRを履行することを求めている。
2006年9月	深圳証券取引所による社会的責任ガイドライン	●株主の利益の保護、消費者・労働者の権利保護や環境保護・省資源などを同証券取引所上場企業に求める。
2007年4月	上海銀行監督管理所による社会責任ガイドライン	●ステークホルダー(関係者)の権益の保護、環境保護、CSRマネジメントを上海市内で業務を行う金融機関に求める。
2007年12月	国有資産監督管理委員会による「中央企業の社会的責任の履行に関する指導的意見」	●中国経済への影響力の大きい有力国有企業がCSRを実施することの重要性や労働者や顧客の重視・権益保護、環境保全・資源節約、CSR情報の公開などを求める。
2008年5月	上海証券取引所による社会的責任推進に関する意見と環境保護に関する情報公開を求める通知	●同証券取引所上場企業に対するCSR推進の要求や、事業活動での環境への影響や環境保全活動などに関する情報公開を求める。

(出所)各機関公表の資料に基づき大和総研経営戦略研究所作成

れ、地球温暖化問題や資源・エネルギー需給問題への対策として省エネルギー化や再生可能エネルギーの普及などが進められている⁹。

2006年から開始された第十一次五ヵ年計画では、省エネルギー化と汚染物質の排出削減が国家の主要目標となり、以降の中国の環境政策・CSR政策の方向性を決める大きな要因となった。大和

総研経営戦略研究所が行った中国企業のCSR情報開示に関する調査¹⁰でも、省エネ・汚染対策に関する取組みを情報公開している企業の姿が見受けられる。

また、環境規制や政策以外で注目すべき点は、銀行や保険会社など金融機関に対して、投融資の際に環境保護・CSRの観点から業務を行うことを

図表6：環境関連法規・政策とCSR動向

時 期	主 な 施 策 な ど
2004年	11月 中国初の省エネに関する国家計画である「省エネルギー中長期専門計画」が策定
2006年	1月 「第十一次五ヵ年計画」がスタート(～2010年) 省エネ化、汚染物質の排出削減が重要な国家目標に
	12月 中国人民銀行、国家環境保護総局が企業の環境保護に関する情報共有を行うことを発表
2007年	7月 環境保護総局、中国人民銀行、中国銀行業監督管理委員会が共同で「環境保護の政策・法規の実施に係る融資リスクを防止するための意見」を通知
	8月 中国初の再生可能エネルギーに関する国家計画である「再生可能エネルギー中長期発展計画」が策定
	11月 銀行業監督管理委員会が、金融機関に融資先の省エネ化や汚染物質排出削減を支援することを求める指導意見を公布
2008年	1月 中国初の社会責任投資(SRI)指数である「泰達(TEDA)環境保護指数」が市場での運用を開始
	2月 環境保護総局が「上場企業の環境保護監督・管理の強化に関する指導意見」を通知 環境保護部、保険監督管理委員会が「環境汚染責任保険に関する指導意見」を通知
	3月 国家発展改革委員会幹部が「環境汚染の著しいプロジェクトの不認可や汚染物質を多量に排出する企業の新規上場を許可しない可能性」を言及
	4月 改正省エネルギー法が施行、対象範囲や規制・インセンティブの強化が盛り込まれる。
	5月 「環境情報公開弁法(試行版)」が施行
	11月 「改正水質汚染防止法」が施行、企業への水質管理・汚染対策を求める
	2009年
2010年	3月 「改正再生可能エネルギー法」が全人代(国会に相当)を通過、固定価格買取制度を強化・改善
2011年	1月 第十二次五ヵ年計画がスタート(～2015年) 低炭素経済・グリーン経済化が農村開発・格差是正などと並ぶ国家の主要課題に

(出所)各機関公表の資料や中国内の報道に基づき大和総研経営戦略研究所が作成

9 中国政府の省エネルギー・再生可能エネルギー政策についての詳細は横塚(2008)「中国における環境分野の動向」、同(2009)「中国の温暖化政策の動向と今後の展望」、同(2009)「中国における環境保護投資の動向」をご参照頂きたい。

10 詳細は横塚(2008)「中国におけるCSRの動向と今後の展望」をご参照頂きたい。なお、同レポートの執筆以降も中国企業のCSR情報開示の調査を継続しているが、省エネ・汚染物質排出削減に関する言及や情報開示を行う企業が増えている。

求める指導文書が増えていることである。この背景には、環境規制などの手段を通じても環境汚染などに歯止めがかからない状況が続く中で、金融を通じて企業活動による環境問題の拡大を抑制する狙いがあると考えられる。

③労働分野での施策

以下の図表7で労働分野での主要な施策を示したが、労働分野での施策は、前節で紹介した環境分野での取り組みに比べると対応が遅いという印象が強い。このことは、長年にわたり中国の経済発展が低コストでの労働力による国際競争力の維持という点に支えられてきたことと関係があると考えられる。

しかし、2000年代に入り共産党政権が「科学的発展観」や「和諧社会」などのスローガンを掲げ、CSRに対しても取組みを強化したことで、労働分野の施策にも変化が現れた。その代表例が、2008

年1月に施行された「**労働契約法**」である。同法の目的は労働者の権益の保護・強化であり、同年に施行された「就業促進法」と「労働争議調停仲裁法」の施行と合わせ、労働者の待遇改善を促す措置として中国内で非常に大きな関心を集めた。

同法では、派遣労働契約の期間を2年以上とすること、使用者側が労働者との間で雇用開始から満1年を迎える日までに書面形式での労働契約を締結しないときは当該契約を終身雇用契約と見なす、など労働者側に有利な法律となっている。

同法の施行は、中国の長きに渡る経済成長を支えてきた内陸部の低賃金労働という方式が根本から改められるため、日本企業を含む外資系企業・有力な国有企業の多くは価格(国際)競争力の低下を懸念して同法の施行に強い難色を示した。

これまでの中国では、雇用側の一方的な理由により解雇が可能であったり、賃金水準を低く抑えることが可能であったりするなど、労働者が不利な状況に追い込まれることも少なくなかった。そ

図表7：労働関連法規・政策とCSR動向

時 期		主 な 施 策 な ど
1995年	1月	「労働法」が施行
1999年	1月	「失業保険条例」が施行
2002年	5月	「職業病防止法」が施行
2004年	1月	「労災保険条例」が施行、国内で経営活動を行う企業に労災保険への加入を求める
2008年	1月	「 労働契約法 」が施行、最低賃金や雇用体系見直しなど労働者の権利が大幅に拡充される
		「就業促進法」が施行、中小企業の雇用促進を助成
	5月	「労働争議調停仲裁法」が施行、労働争議において労働者の権利保護の強化が企業に求められる
	9月	「労働契約法实施条例」が施行

(出所)各機関公表の資料に基づき大和総研経営戦略研究所作成

のような点からも、同法の施行が労働者の待遇にもたらす影響は大きいと考えられる。このことは、中国の中央政府が、これまでの経済成長優先の政策では労働者層の不満を抑えることが難しいと判断したことを示していると思われる。

4. 政府のCSR政策に対する企業の対応と課題

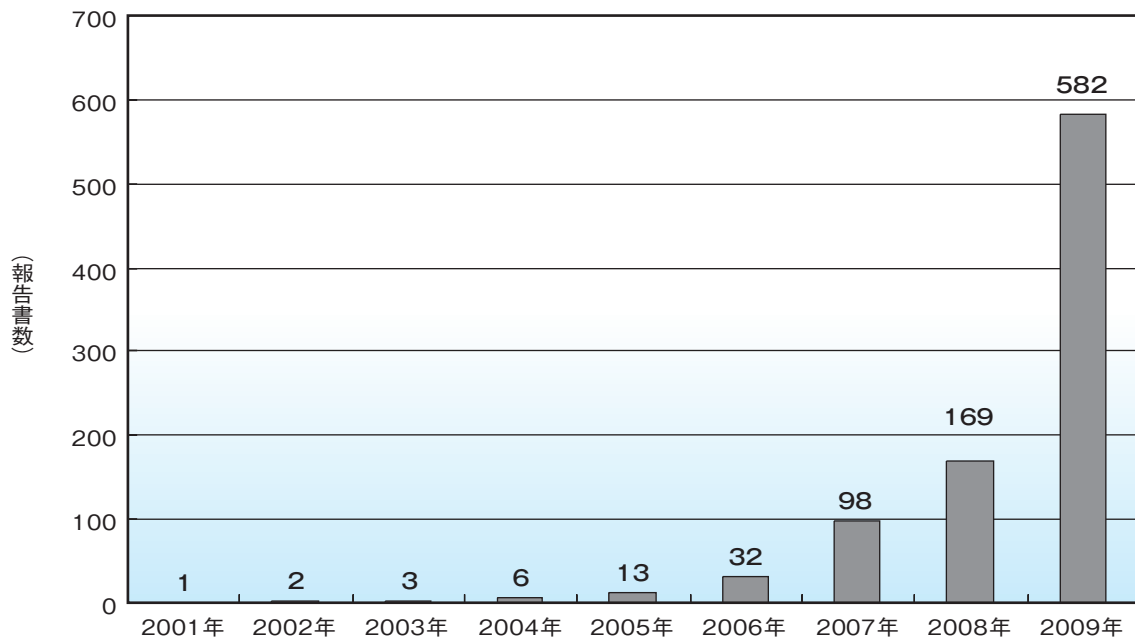
前章において中国政府によるCSR関連施策を紹介した。CSR政策の効果を表す指標としては、CSR情報を開示した企業数が挙げられるが、図表

8では2001年以降の中国内のCSR情報開示企業数を示した。

図表8のデータが示すように、CSR情報を開示する企業は、政府が会社法を改正しCSRに関する政策を相次いで実施し始めた2006年以降急増している。また、図表9では2009年にCSR情報を開示した企業の業種別内訳を示したが、上位を占めるのは製造業、電力・ガスなどのエネルギー関連、交通運輸関連企業である。これらの業種は国有企業の数が比較的多い業種であり、政府によるCSR推進策に応じてCSR情報の開示を行ったことも増加の理由として考えられる。

上述のように、政府によるCSR政策は一定の効

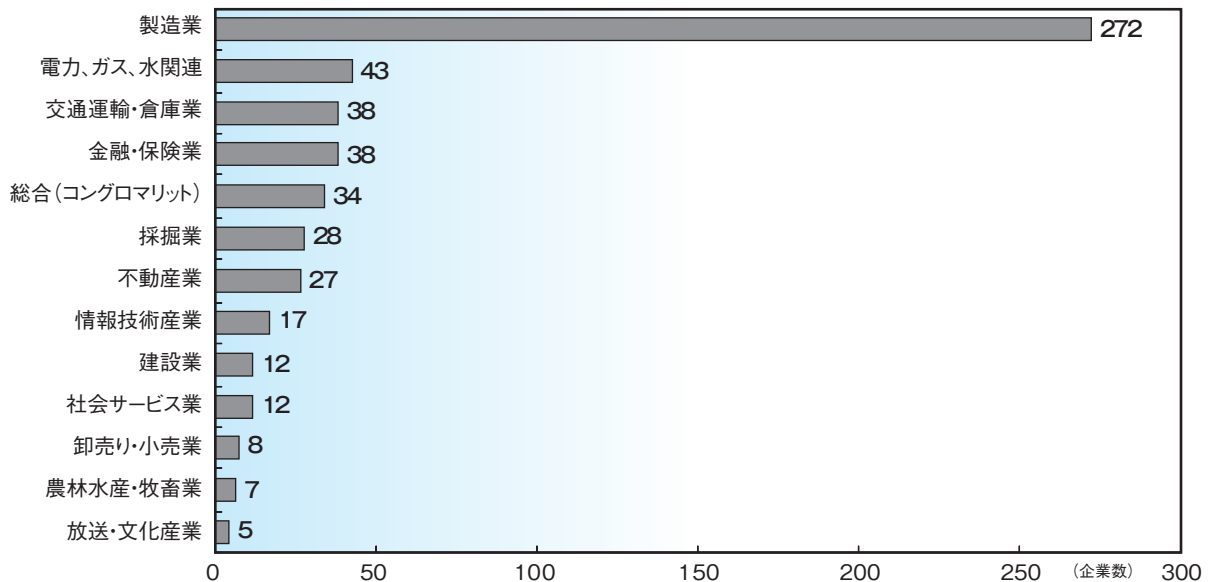
図表8：中国内のCSR情報開示件数の年度別推移



注：2009年は1月1日から10月31日までを調査期間としている。

(出所)《WTO経済導刊》企業社会責任発展センター「中国企業社会責任研究(2001-2009)」に基づいて大和総研経営戦略研究所作成

図表9：2009年に中国でCSR情報を開示した企業の業種別分布



注：2009年にCSR情報を公開した全582社のうち41社は調査期間中に報告書を入手できなかったため、本表での対象企業数は541社になっている。

(出所)《WTO経済導刊》企業社会責任発展センター「中国企業社会責任研究(2001-2009)」に基づき大和総研経営戦略研究所作成

果を挙げたとも想定されるが、筆者は課題も多いと考えている。今後の中国におけるCSRの普及に関する課題や注目すべき点では以下の2点が挙げられる。

- ①企業のCSR活動の具体的な実践
- ②地方政府の対応

①については、中国では有力企業を中心にCSR情報の開示が進んでいるものの、CSRの実践という点では依然として課題は多い。例えば、前章で紹介した労働契約法の施行にあたり、施行直前に大量の解雇や契約形態の変更を行う企業が中国資本・外資系企業の双方で見られ国内で大々的に報道された。また、労働環境という点では中国青年

政治学院によれば、中国では現在でも200～300万規模で児童労働が行われているという。一方で、環境分野でも重化学企業による河川への汚染物質排出による公害問題なども依然として多くの事例が報告されている。

更に情報公開という点でも、証券取引所に上場する企業の中には、同証券取引所がCSRガイドラインを公表した2007年にCSR情報を開示したのみで、以降は一度もCSR情報を開示していない企業も見受けられる。このように、中国ではCSRの実践という点で依然として大きな課題があることを指摘したい。

②の地方政府の対応という点も、①と同様に不可欠な要素である。筆者は、少なくとも中央政府は環境問題の克服に関しては本腰を入れて行って

いると見ているが、地方政府は高度経済成長路線を維持する方向にあり、中央政府が実施した環境規制なども地方においては想定された効果を発揮していないのが現状である。

地方政府の動向という点では、上海市浦東新区（上海市で最大規模の経済レベルにある区域）政府が2007年にCSR基準認証を作成、同基準が2008年より上海市全体の基準になったケースや、江蘇省の蘇州市や広東省などでもCSRに関する取組みが徐々に増えてきている。これらの地域は沿岸部またはそれに近い地域にあり、このような動きが内陸部にも広がっていくかどうか注目されるが、現時点では内陸部の地域ではCSR推進に関する特筆すべき動きは見受けられない。

本稿ではこれまで、中国政府が推進してきたCSR政策の動向を紹介した¹¹。上述した国内での環境問題や労働問題などの社会課題に加えて、海外からは昨今世界的に高い関心を集めている地球温暖化問題への対応も求められるため、中国政府はこれらの諸課題を解決するために企業に行動を促す手段としてCSRを今後も積極的に推進していくと考えられる。政府の施策を受けて、中国内では政府と結びつきの強い国有企業に主導される形でCSRが推進していくと思われるが、民間企業には国有企業ほどの進展は期待できず、場合によってはインセンティブの付与が必要になると考えられる。

また、中国政府によるCSRの普及・推進は、日系企業を含む外資系企業にも更に踏み込んだCSR活動が求められることを意味する。CSRの普及政策により、中国内では消費者など民間レベルでもさらにCSRという用語が浸透すると予想され、中国でのCSR活動の拡充はブランドイメージの構築や強化などにつながる可能性もあり、多くの企業にとってはチャンスが拡大するという点も指摘し

たい。

一方で、外資系企業の中国でのCSRという点では、中国政府系の有力シンクタンクが中国における外資系企業はCSR情報の公開が非常に不足しているという調査結果を公表した¹²。このことは、政府がCSRの推進を急速に進める中で、外資系企業を取り残されるおそれがあることを示しており、日系を含む外資系企業には、中国の国情やビジネス環境を考慮した上でのCSR体制の強化や積極的な情報公開が中国において求められていると思われる。CSRへの取組みは、短期的にはコストの増加につながる可能性もあるが、中国政府が強力でCSRの普及を進めている現状を機会と捉えて、積極的にCSR活動とその情報開示を行うことで、中国市場でのプレゼンスの拡大に繋げることを期待したい。

※1：本稿で紹介した資料や情報の一部は、社団法人日本経済団体連合会・海外事業活動関連協議会(CBCC)が主催した「対中国CSR対話ミッション及び第2回日中CSR対話フォーラム」に筆者が同行した際に得たものである。

※2：本稿の執筆においては、2009年度(株)大和総研経営戦略研究所インターンシップ生である早稲田大学大学院公共経営研究科の座喜味直美氏の協力を得た。

参考文献

(日本語)

大野健一・桜井宏二郎（1997）「東アジアの開発経済学」有斐閣

大橋英夫・丸川知雄（2009）「中国企業のルネサンス（叢書 中国の問題群6）」岩波書店

香川正俊（2008）「中国共産党と政治・行政・社会改革－貧困・格差・腐敗・人権」御茶の水書房

11 本稿では取り上げなかったが、中国では腐敗・汚職の増加に対して国内で強い不満や批判が生じており、政府と強い結びつきにある有力な国有企業も汚職や腐敗の原因となっているとの見解があることも指摘しておきたい。

12 中国社会科学院のCSRランキングに関しては、横塚(2010)「中国におけるCSRの動き」をご参照頂きたい。

加藤弘之・久保亨（2009）「進化する中国の資本主義（叢書 中国的問題群5）」岩波書店

田中修（2007）「検証 現代中国の経済政策決定 - 近づく改革開放路線の臨界点 -」日本経済新聞出版社

趙宏偉（1998）「中国の重層集権体制と経済発展」東京大学出版会

陳虹著・野村資本市場研究所編訳（2009）「中国における金融機関の社会責任投資と排出権取引」野村資本市場研究所

三宅康之（2006）「中国・改革開放の政治経済学」ミネルヴァ書房

横塚仁士（2008）「中国における環境分野の動向 - 省エネルギー・再生可能エネルギー分野を中心に -」『DIR経営戦略研究』第17号

横塚仁士（2008）「中国におけるCSRの動向と今後の展望 - 中国有力企業のCSR報告書分析から -」『DIR経営戦略研究』第19号

横塚仁士（2008）「中国における水環境問題」（2008年11月5日付大和総研コンサルティングレポート）

横塚仁士（2009）「中国の温暖化政策の動向と今後の展望 - 企業・政府・民間への個別アプローチが重要に -」『DIR経営戦略研究』第21号

横塚仁士（2009）「中国における環境保護投資の動向 - 工業汚染対策投資と中国版“グリーン・ニューディール”」『DIR経営戦略研究』第23号

横塚仁士（2010）「中国におけるCSRの動き」（2010年2月23日付大和総研コンサルティングレポート）

（中国語）

马洪 王梦奎など（2005）「2005 版 中国发展研究 - 国务院发展研究中心研究报告选 -」中国发展出版社

企业社会责任项目组（2007）「中国企业社会责任报告」中国社会出版社

郭沛源・钟朝宏・陈颖・王昕・李文博（2008）「价值发现之旅 2008 中国企业可持续发展报告研究」商道纵横

浦东新区建立企业社会责任体系联席会议办公室（2009）「浦东新区企业社会责任达标评估材料」

陈佳贵・黄群慧・彭华岗・钟宏武など（2009）「中国企业社会责任研究报告（2009）」社会科学文献出版社

中国社会科学院经济学部企业社会责任研究中心（2009）「中国企业社会责任发展指数报告 2009」经济管理出版社

《WTO 经济导刊》企业社会责任发展中心（2009）「中国企业社会责任报告研究（2001 - 2009）」

（英語）

J.E.Morhardt・O.B.brewer・E.Adidjaja「2009Sustainability Reporting In China's Largest Coporatins」Syntao

■ 執筆者

横塚 仁士（よこづか ひとし）

経営戦略研究所 経営戦略研究部 副主任研究員

専門：企業の社会的責任（CSR）

地球環境問題（主に中国）